

第17回 基本問題・影響調査専門調査会 議事要旨

(開催日時等)

- 1 日時 平成27年9月4日(金) 10:00~10:45
- 2 場所 合同庁舎8階特別第会議室
- 3 出席者
会長 佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授
委員 柿沼 トミ子 全国地域婦人団体連絡協議会会長
勝間 和代 経済評論家・中央大学客員教授
鹿嶋 敬 一般財団法人女性労働協会会長
高橋 史朗 明星大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(基本方針案等)について
- 3 閉会

(配布資料)

- 資料1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 概要
- 資料2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 条文
- 資料3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 議員修正(概要)
- 資料4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 衆議院附帯決議
- 資料5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 参議院附帯決議
- 資料6 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(案) 概要
- 資料7 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(案) 本文
- 資料8 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針等に関する今後のスケジュール
- 資料9 岡本議員提出意見

(議事概要)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針案について議論を行った。

主な意見交換の内容は、下記のとおり。

- ・地方公共団体では今後新たな男女共同参画基本計画づくりも行われるが、女性活躍推進法で策定することとされている推進計画や事業主行動計画と男女共同参画基本計画との関係はどうなっているのか。
→ 男女共同参画基本計画の一部をこの法律に基づく推進計画とするのは構わないが、どこが推進計画にあたるのかは明示していただく必要がある。一方、事業主行動計画は地方公共団体が事業主として自らの庁内の職員を対象として策定するものであり、行政主体として策定する男女共同参画基本計画や推進計画とは別のものである。
- ・中小企業は行動計画の策定が努力義務となっており、進んでいる企業等との差が広がるのではないか。（行動計画策定が義務付けられている）大企業は、数でいえば全企業のうち数%にすぎず、労働者数でいっても全体の1、2割にすぎないのではないか。
→ 民間事業主のうち従業員300人以下の企業については、事務負担を考慮し、事業主行動計画の策定は努力義務となっている。中小企業の間にも取組状況には差があり、行動計画策定のノウハウがないことや、ノウハウを持った人を雇う人件費がないことが課題である。このため、助成金や、ネット上で自社の女性活躍推進に向けた課題を分析できるツールの提供を行うことで、中小企業の支援をしていく。本法律は3年後に見直すこととなっており、それに向けて、規模要件についても引き続きそのあり方について検討してまいりたい。
企業数でいうと大企業は1%程度だが、労働者数でいえば4割程度がカバーされる。平成28年4月施行までの半年はまずは大企業への周知を重点的に行いつつ、4月以降は中小企業の取組支援により力を入れていきたい。
- ・資料6の基本方針案の概要の中で、法の対象について「雇用形態にかかわらず」との記載があるが、被雇用者以外も対象ではないのか。「就業形態にかかわらず」とする方が正確ではないか。
→ 起業されている方等も対象となる。文言を精査の上、必要があれば修正する。
- ・従業員301人以上の定義は。
→ 次世代法と同様に、基本的には1年を超えて雇われている常時雇用者を指すが、あくまで企業規模の判定についての考え方である。行動計画の把握・分析の対象者については別の論点となっており、労働政策審議会で議論を受け、急ぎ検討を進めたい。

○佐藤会長から、本日の議論も踏まえて「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」（案）を検討するよう依頼。